

顔認証マイナンバーカードの注意点

機器による**顔認証**又は**目視による顔確認**により健康保険証としての利用等ができますが、暗証番号の入力が必要なサービスは利用できません。



利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用※
 - ・券面の顔写真や記載事項を用いた本人確認書類としての利用
- ※ 訪問診療等においては、令和6年10月以降に顔認証マイナンバーカードが利用できるようになる予定です。



利用できないサービス

- ・マイナポータル
 - ・各種証明書のコンビニ交付
 - ・各種オンライン手続
 - ・オンライン診療・オンライン服薬指導における健康保険証としての利用
- などの暗証番号の入力が必要なサービス



顔認証マイナンバーカードを**健康保険証**として利用したいが、**まだ利用登録をしていない場合は、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで利用登録**してください。

i. 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く

ii. 「マイナンバーカードを保険証として登録する」ボタンを選択

iii. 申込完了！

健康保険証としての利用方法

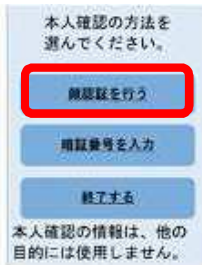
来院

- ✓ 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く



本人確認

- ✓ 本人確認の方法で「顔認証」を選ぶ



同意確認

- ✓ 各種同意事項の確認・選択

同意確認を行う事項

- 手術情報の提供
- 特定健診情報の提供
- 診療・薬剤情報の提供

受付完了！

- ✓ マイナンバーカードを取り出し、受付完了



※ 顔認証マイナンバーカードでの顔認証に不安のある方は、健康保険証（健康保険証廃止後は保険者から送付される「資格情報のお知らせ」）をご持参ください。

